



# JBSインド フラッシュニュース

2017年4月号

4月12日の予算国会会期終了を前に、本年7月1日にGST導入へ向けて、国会審議が山場を迎えています。また、PF関連の緩和措置が3月下旬に立て続けに発表されました。

本稿では、これらに加えて、財政法案の改正内容を取り上げます。

## 今月号の内容

1. 【社会保障】適格な外国籍の労働者はインドの雇用終了日にPF還付金をインドの銀行口座で受給
2. 【税務】2017年財政法案の法制化へ向けての改正
3. 【税務】GST審議会が登記、申告、インボイス、納税、還付に関する改正規則を承認しパブリックコメントを募集、評価、経過措置、仕入税額控除および複合供給に関する規則案に合意
4. 【税務】下院に提出された2017年GST法案のハイライト
5. 【社会保障】EPF恩赦スキームは3カ月延長

---

**1. 【社会保障】適格な外国籍の労働者はインドの雇用終了日に  
PF還付金をインドの銀行口座で受給**

1952年被雇用者積立基金制度 (EPF) において、外国籍の労働者は次の時点で PF から一括引出しの受給資格があります。

- a. 58歳以降、対象事業体からの退職時
- b. 職務能力の喪失により永久かつ完全に退職したとき
- c. インドとその他の締約国間で締結された有効な社会保障協定 (SSA) の適用範囲に含まれる従業員が対象事業体の従業員でなくなる時点

また、外国籍の労働者は、有効な SSA の下で、インドおよびその他の締約国で労務提供期間が10年に満たない場合、1995年従業員年金制度 (EPS) から脱退給付一時金を受給することができます。

EPF 制度および EPS 制度に基づくこのような一括引出しは、外国籍の労働者は以下の銀行口座のいずれかで受給することができます。

- a. 従業員のインドの銀行口座
- b. 雇用者の (インドの) 銀行口座を通して
- c. 従業員の海外の銀行口座 (SSA の海外への給付の支払条項に基づく)

インド準備銀行は、外国人がインドを離任した後もインド銀行口座を開設したままにしており、所定の条件の下で未収金を実際に受給することができます。

2017年3月23日、被雇用者積立基金組織 (EPFO) は外国籍の労働者が EPF 制度と EPS 制度の下での一括引出しを促進する目的で通達を発行し、外国籍の労働者がインド離任日にインドの銀行口座に一括還付を認めるプロセスを明らかにしました。

**[Please click here to access the alert.](#)**

---

## 2. 【税務】2017年財政法案の法制化へ向けての改正

2017年2月1日、2017年財政法案が財務大臣(FM)によって提出されました。さまざまなステークホルダーからの陳情を受けて、ローク・サバー(下院)の承認を得るため、財務大臣は財政法案の改正案を提出しました。この改正は、原案に含まれている提案の文言から生じる特定の曖昧さや例外に対処することと、現金取引をさらに制限することを意図しています。

主要な改正点は以下の通りです。

- ▶ カテゴリー I 及び II の外国ポートフォリオ投資(FPI)への直接投資または間接投資に対する間接譲渡規定遡及適用免除を外国機関投資家(FIIs)へも拡張。
- ▶ 贈与税は、個人の親族の利益のためにのみ創設または設立された信託が、その個人から受け取った財産には適用しない。
- ▶ 利子の損金算入制限は、単に「支払われた」ものだけでなく、「発生した」利息または同様の支出にも適用される。
- ▶ Ind-ASの基づき、「複合金融商品の純資産」への初度適用時の調整により、MATが発生する可能性がある。
- ▶ Aadhar(生体情報付き国民ID制度)登録の資格を持っている個人の納税者はAadhar番号の取得および税務当局に対する通知が必須になる。準拠していないと、所得税法関連のすべてにおいてPANが無効になる。
- ▶ 禁止される現金受領の限度額を30万インド・ルピーから20万インド・ルピーに引下げ。
- ▶ 宝石、金塊またはその他の物品の現金販売またはサービスの提供に関してTCSの義務はない。現金受領の限度額が引き下げられたので、現金売上高が20万インド・ルピー以上であれば、売り手にはペナルティが科せられる。

[Please click here to access the alert.](#)

### 3. 【税務】GST審議会が登記、申告、インボイス、納税、還付に関する改正規則を承認しパブリックコメントを募集、評価、経過措置、仕入税額控除および複合供給に関する規則案に合意

本稿は登記、申告、インボイス、納税、還付に関する改正規則に対するGST審議会の承認と、パブリックコメントの募集、評価、経過措置、仕入税額控除および複合供給に関する規則案に対するGST審議会の承認についてのアップデートです。

GST審議会は、2017年3月31日に行われた会合で、2017年3月29日にローク・サバー（下院）を通過したGST法、すなわち、中央GST、統合GST、連邦直轄領GSTの改正に合わせて、登記、申告、インボイス、納税、還付を扱う五つのGST関連規則を承認し、改正しました。審議会はまた暫定的に四つの規則案（評価、経過措置、仕入税額控除、複合供給）を承認しました。

- ▶ 当該規則案は公表され、2017年4月10日までにステークホルダーからコメントを募集しています。同規則案はGST審議会の次の会合で最終承認されるでしょう。
- ▶ GST審議会の次の会合は2017年5月18、19日に予定されており、そこで物品やサービスのそれぞれのGST基本税率への分類が確定する見込みです。
- ▶ また、CBEC（間接税中央委員会）は最終の中央GST、州GST、統合GST、連邦直轄領GSTおよび州への税収補償法に基づき、ウェブ上で改正FAQを、GST審議会による承認された多くの規則と合わせて公表しました。
- ▶ 一方、四つのGST中核法案は2017年4月5日に上程される予定です。

#### コメント

- ▶ GST関連規則をタイムリーに公表することにより、GST法の枠組みに対する多くの必要な洞察を提供し、産業界にとって必要なビジネスプロセスの適確な変更と、新しい間接税体系へのスムーズな移行を可能にします。
- ▶ 評価規則は、在庫移動、本人対代理人（principal-agent）間の取引、証憑（しょうひょう）、中古品等の物品やサービスの供給の評価に関する主な特徴を明らかにしています。
- ▶ 評価規則はセルフサプライについてかなりシンプルな方法での評価を規定しているようですが、採用された評価額の妥当性は主観的なものとなり、追加の負担を強いられるので、仕入税額が認められない場合、納税者は課題に直面することになるでしょう。
- ▶ インボイスや納税文書が入手できない場合において、在庫として保有している物品に係る仕入税額を認める経過措置規定は歓迎すべき動向です。しかし、中央GSTや州GSTの40%までしか認めないのは、産業界の期待を下回るものになるでしょう。GST審議会は当該規定を再検討するとすれば産業界を支援することになります。
- ▶ SEZにある企業はたとえVATやサービス税の登記済みで、各州でGSTに移行していたとしても、別途GST登記を行う必要があります。
- ▶ GST審議会がすべてのステークホルダーの懸念事項に対処するように、この機会を利用して、四つの新規則についてコメントおよび勧告を行うべきでしょう。

[Please click here to access the alert.](#)

---

#### 4. 【税務】 下院に提出された2017年GST法案のハイライト

本稿は、2017年3月27日にローク・サバーに提出された2017年物品サービス税 (GST) 法案について取りあげています。

連邦財務大臣、アルン・ジャイトレー氏は、開催中の予算国会で四つのGST法案を提出しました。ローク・サバーに導入された法案には、中央GST (CGST)、統合GST (IGST)、連邦直轄領GST (UTGST) および州への税収補償法案が含まれます。

法案はGST審議会で合意され、続いて閣議承認が得られました。メディアの報道によると、GST法案はMoney Billsとして提出されましたが、当国会通過を目指し、上下両院国会で審議のために取り上げられます。ローク・サバーのビジネス諮問委員会は3月29日から開催され、法案審議の期間を決定します。

2016年11月に公開されたモデルGST法改正案は、IGST法案以外にCGST、SGST、UTGSTの法案に分かれています。モデルGST法の草案は、議会に提出される前に、さらに変更されました。

重要な変更点は、定義、課税、仕入税額控除、経過措置規定、ゼロ税率の供給等からなります。免除リスト、評価やその他の規則を含む物品とサービス、機械の分類規定はまだ通知されていません。

中央GST法案が議会通過後、各州はそれぞれの州議会で州GSTの承認手続きに入ります。

議会への法案提出は、GST導入過程において重要なマイルストーンです。

GST法案は、業界が強調した、2016年11月に発表されたモデルGST法改正案に起因するいくつかの問題に対処しています。

しかし、GSTの枠組みは依然としてかなり複雑であり、政府が業界の真の懸念を緩和する必要があることは否定できません。従って、貿易と業界とのかかわりを引き続き、賛同を得られるよう、透明性をもって行っていくことが不可欠です。

ジャンムー・カシミール州に関連する取引についての税務上の取扱い、登録されていない者からの調達の確認に関するコンプライアンス等、納税者が対処する必要のあるいくつかの追加の課題があります。

2017年7月1日に提案されている導入日は現在達成可能と思われ、企業はGSTを受け入れ、活用する準備ができていることが重要です。

[Please click here to access the alert.](#)

---

## 5. 【社会保障】EPF恩赦スキームは3カ月延長

1952年EPF制度において、対象となる従業員や従業員のベネフィットを拡大させるために、「2017年従業員登録キャンペーン」という名称の恩赦スキームを発足させました。当初、恩赦スキームは2017年1月1日から2017年3月31日まで有効でした。しかし、労働雇用省は2017年3月29日に恩赦スキームをさらに3カ月間延長する旨の通知(官報)を出し、この恩赦スキームは、2017年6月30日まで継続されることになりました。

恩赦スキームにより、雇用者は、PFメンバーになる必要があったにもかかわらず、何らかの理由で登録されていなかった従業員を登録することができるようになります。そのような従業員に関しては、雇用者は以下を行う必要があります。

### 雇用者負担分の拠出

- ▶ 従業員負担分を各月の従業員給与から控除されている場合、従業員負担分の拠出
  - ▶ 拠出金の延滞につき、年間利子12%を拠出
  - ▶ 拠出金の延滞につき、年間1インドルピーの名目的損害(ペナルティ)を拠出
- また、恩赦スキームにおいて、雇用者が負担する、拠出金に係る管理手数料はかかりません。

EPFOが発行したwebポータル上のFAQによると、外国籍の労働者は恩赦スキームの恩恵を受けることはできません。



## Ernst & Young LLP

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit [www.ey.com/in](http://www.ey.com/in).

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2017 Ernst & Young LLP. Published in India.  
All Rights Reserved.

ED None

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.

Designer initials



EY refers to the global organization, and/or one or more of the independent member firms of Ernst & Young Global Limited

## お問い合わせ先

### EY India 駐在

- ▶ 山口 哲男  
Email: [tetsuo.yamaguchi@in.ey.com](mailto:tetsuo.yamaguchi@in.ey.com)
- ▶ 松田 博司  
Email: [hiroshi.matsuda@in.ey.com](mailto:hiroshi.matsuda@in.ey.com)
- ▶ 中村 ひとみ  
Email: [Hitomi1.Nakamura@in.ey.com](mailto:Hitomi1.Nakamura@in.ey.com)
- ▶ ヴィジェイ・ラマスワミ  
Email: [Vijay1.Ramaswamy@in.ey.com](mailto:Vijay1.Ramaswamy@in.ey.com)

### EY Japan 駐在

- ▶ 城市 武志  
Email: [takeshi.joichi@jp.ey.com](mailto:takeshi.joichi@jp.ey.com)